

法務省権調第71号
令和6年4月12日

法務局人権擁護部長 殿
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公印省略)

教育委員会等に対する処理結果の情報提供について (依命通知)

こどもの人権問題に関する人権侵犯事件については、これまでも、「子どもの人権擁護を推進するための学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化について」(平成30年12月27日付け権啓第94号当職ら通知)を始めとする各種通知等を踏まえ、適切な調査処理に取り組んでいただいているところです。

今般、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条、第124条及び第134条に規定する学校をいう。ただし、幼稚園・特別支援学校(幼稚部)及び大学を除く。)のほか、教育委員会(当該学校が法第2条第2項に規定する国立学校にあつては、当該学校を設置する法人等の担当課(独立行政法人国立高等専門学校機構の担当課を含む。)、当該学校が同項に規定する公立学校にあつては、教育委員会又は当該学校を設置する法人等の担当課、当該学校が同項に規定する私立学校にあつては、当該学校を設置する法人の担当課又は地方公共団体の主管課、当該学校が株式会社設立学校にあつては、当該学校を設置する株式会社の担当課又は構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課をいう。以下、これらを合わせて「教育委員会等」という。)との連携を強化するとともに、法務省の人権擁護機関(以下「当機関」という。)における人権侵犯事件の処理結果を今後の学校教育におけるいじめの防止等のための対策や法第11条ただし書に定める体罰の防止、指導が不適切な教員への対応等において活用してもらい、ひいては人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう、人権侵犯事件調査処理規程(平成16年法務省訓令第2号。以下「規程」という。)第21条及び第27条に基づき、下記のとおり、教育委員会等に対して人権

侵犯事件の処理結果に関する情報を提供する取扱いとしますので、関係職員に対して周知願います。

記

1 教育委員会等に対する情報提供の対象となる事件

本日以降に調査を開始する特別事件（規程第 22 条）であって、「人権侵犯事件統計報告要領」（平成 12 年 12 月 11 日付け権調第 679 号当局局長通達）別紙第 1 の 2 に定める「教育職員関係」（統計番号 3 から 4-2 まで）及び第 1 の 3 に定める「学校におけるいじめ」（統計番号 5-1 から 5-4 まで）の各統計項目に該当する事件のうち、人権侵犯の事実があると認め、規程第 14 条第 1 項各号に掲げる措置を講じたもの、又は同条第 2 項の措置猶予の決定をしたもの。

2 教育委員会等関係者に対する意向の確認

上記 1 の事件に係る調査において、関係者として教育委員会等に聴取を行った場合には、聴取時等の適宜の機会に、当該事件の処理結果の情報提供を希望するかどうかの意向を確認し、当該希望があることを確認したときは、規程第 14 条第 1 項各号に掲げる措置を講じ、又は同条第 2 項の措置猶予の決定をした後に、以下(1)及び(2)の事項を教育委員会等に口頭で情報提供するものとする。

なお、情報提供をするに当たっては、教育委員会等に対し、当機関が提供した情報をみだりに外部に提供し又は漏えいしてはならないこと、提供した目的外で使用しないこと等について、確約を求めるものとする。

(1) 救済手続終了の旨及びその年月日

(2) 処理結果

以下の区分による内容を情報提供する。

ア 「説示」の措置を講じた場合

口頭又は文書による説示の内容

イ 「勧告」の措置を講じた場合

文書による勧告の内容

ウ 「要請」、「通告」若しくは「告発」の措置を講じた場合又は「措置猶予」の決定をした場合

規程第 20 条第 2 項の規定により相手方として調査の対象になった者に処理結果を通知した場合にあっては、人権侵犯事件処理細則（平成 16 年 3 月 26 日付け権調第 200 号当局局長通達）第 23 条第 2 項第 4 号に掲げる事項